

千曲市地域防災計画 新旧対照表（追加修正）

令和 6 年度修正
(令和 7 年 2 月)

新	旧	修正理由・備考								
第4節 防災面からみた千曲市の概要 第1 自然的条件 4 気 候 長野県に被害を及ぼす台風のモデルコース <table><tr><th>台風のコース</th><th>予想される被害の状況</th></tr><tr><td>②西側北上コース</td><td>長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天竜川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)</td></tr></table> 第2 社会的条件 3 防災をめぐる社会構造の変化と対応 (2) 土砂災害の危険箇所の宅地開発等 市域には、土砂災害警戒区域等が多く存在するものの、低地部に農地等が多く残るため、山際に近い危険箇所周辺への新たな市街地の開発は少ない。	台風のコース	予想される被害の状況	②西側北上コース	長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天 竜 川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)	第4節 防災面からみた千曲市の概要 第1 自然的条件 4 気 候 長野県に被害を及ぼす台風のモデルコース <table><tr><th>台風のコース</th><th>予想される被害の状況</th></tr><tr><td>②西側北上コース</td><td>長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天龍川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)</td></tr></table> 第2 社会的条件 3 防災をめぐる社会構造の変化と対応 (2) 土砂災害の危険箇所の宅地開発等 市域には、土砂災害危険箇所が多く存在するものの、低地部に農地等が多く残るため、山際に近い危険箇所周辺への新たな市街地の開発は少ない。	台風のコース	予想される被害の状況	②西側北上コース	長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天 龍 川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)	防災委員会のご指摘による修正 県の地域防災計画に合わせて修正
台風のコース	予想される被害の状況									
②西側北上コース	長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天 竜 川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)									
台風のコース	予想される被害の状況									
②西側北上コース	長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天 龍 川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和34年の伊勢湾台風、平成10年台風第7号)									

新	旧	修正理由・備考
風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちの形成 (3) 土砂災害警戒避難体制の整備 県により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、市は、警戒区域ごとに情報伝達、予気象警報・<u>注意報等</u>の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民等に周知するよう努める。 (8) 盛土の是正指導 <u>不適切な盛土による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例、宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 (9) 道路網の整備 市は、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路・緊急輸送<u>道</u>路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>(10)所有者不明土地の活用</u> <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u> (1<u>1</u>) 風水害に強いまちの形成 シ 土砂災害警戒区域が指定された場合における情報伝達、予気象警報・<u>注意報等</u>の発表、伝達に関する事項、避難場所に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制整備の推進。 5 災害応急対策等への備え (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点<u>を、浸水想定区域外であり緊急輸送道路沿線の上に平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していくものとする。</u> <u>また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。</u>	風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちの形成 (3) 土砂災害警戒避難体制の整備 県により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民等に周知するよう努める。 (8) 盛土の是正指導 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 (9) 道路網の整備 市は、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>(新設)</u> (1<u>0</u>) 風水害に強いまちの形成 シ 土砂災害警戒区域が指定された場合における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制整備の推進。 5 災害応急対策等への備え (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点の整備を<u>推進</u>する。	防災委員のご指摘による修正 県の地域防災計画に合わせて修正 防災委員のご指摘による修正 市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (4) 市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。	第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (4) 市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 3 通信手段の確保 (2) 携帯電話によるメール配信システム・<u>SNS(LINE)</u>の利用 市は、より多くの市民に災害情報等を伝達するため、普及率の高い携帯電話によるメール配信システム、<u>千曲市LINE公式アカウント</u>の活用を図る。	第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 3 通信手段の確保 (2) 携帯電話によるメール配信システムの利用 市は、より多くの市民に災害情報等を伝達するため、普及率の高い携帯電話によるメール配信システムの活用を図る。	市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 4 県外市区町村との相互応援体制の整備 本市は、富山県射水市（平成18年7月）、千葉県横芝光町（平成18年11月）、岩手県山田町（平成25年3月）、<u>神奈川県松田町（令和6年7月）</u>とも相互応援協定を締結し災害時の応援体制を整備している。今後は、この協定に基づき、応援活動あるいは応援要請の手続等についてあらかじめ計画を定めるなど、平常時より相互応援体制の充実に努めるとともに、合同訓練等を定期的に行うなど相互応援体制の強化に努める。 [資料18-7] 災害時の相互応援協定（富山県射水市）（資料編P.129） [資料18-17] 災害時の相互応援協定（千葉県横芝光町）（資料編P.151） [資料18-29] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定（岩手県山田町）（資料編P.173） <u>[資料18-62] 災害時における相互応援に関する協定書（神奈川県松田町）（資料編P.253）</u>	第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 4 県外市区町村との相互応援体制の整備 本市は、富山県射水市（平成18年7月）、千葉県横芝光町（平成18年11月）、岩手県山田町（平成25年3月）とも相互応援協定を締結し災害時の応援体制を整備している。今後は、この協定に基づき、応援活動あるいは応援要請の手続等についてあらかじめ計画を定めるなど、平常時より相互応援体制の充実に努めるとともに、合同訓練等を定期的に行うなど相互応援体制の強化に努める。 [資料18-7] 災害時の相互応援協定（富山県射水市）（資料編P.129） [資料18-17] 災害時の相互応援協定（千葉県横芝光町）（資料編P.151） [資料18-29] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定（岩手県山田町）（資料編P.173）	市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第7節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 3 水防計画 (2) 水防計画の内容 市は、水防計画に基づき、次の事項を実施する。詳細は、水防計画による。 ア 水防組織の確立・整備 イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機（器）材の備蓄ほか次に掲げる事項 (7) 重要水防区域周辺の立<u>竹</u>木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 (イ) 緊急時に使用できる資材業者等の資機（器）材在庫量の把握及び協力体制の整備	第7節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 3 水防計画 (2) 水防計画の内容 市は、水防計画に基づき、次の事項を実施する。詳細は、水防計画による。 ア 水防組織の確立・整備 イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機（器）材の備蓄ほか次に掲げる事項 (7) 重要水防区域周辺の<u>桧</u>立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 (イ) 緊急時に使用できる資材業者等の資機（器）材在庫量の把握及び協力体制の整備	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第8節 災害時における要配慮者支援計画 危機管理防災課、生涯学習課、市民課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課 (略) 第2 主な取り組み 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に含まれる要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 (略) 第3 計画の内容 1 在宅で配慮が必要な者への対策 (3) 避難行動要支援者名簿の整備・活用 イ 個別支援計画作成の努力義務 市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。 <u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) (5) 多様な手段の活用による情報伝達 災害発生時、緊急かつ着実な避難指示（緊急）が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末<u>による</u>緊急速報メール・<u>SNS(市公式LINEアカウント)</u>を活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。	第8節 災害時における要配慮者支援計画 危機管理防災課、生涯学習課、市民課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、感染症対策室、こども未来課、保育課 (略) 第2 主な取り組み 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に含まれる要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 (略) 第3 計画の内容 1 在宅で配慮が必要な者への対策 (3) 避難行動要支援者名簿の整備・活用 イ 個別支援計画作成の努力義務 市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画を作成するよう努めるものとする。また、個別支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。 (略) (5) 多様な手段の活用による情報伝達 災害発生時、緊急かつ着実な避難指示（緊急）が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正 市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
(略) 3 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市内には土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設がある。これらの施設が被災した場合、避難には通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 (1) 要配慮者利用施設への対応 ア 防災体制の整備 市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 (略) (2) 要配慮者利用施設の対応 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。	(略) 3 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市内には土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設がある。これらの施設が被災した場合、避難には通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 (1) 要配慮者利用施設への対応 ア 防災体制の整備 市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 (略) (2) 要配慮者利用施設の対応 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、 <u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u> ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも <u>災害発生前の確認を受ける。</u>	第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、 の事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも 事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第1 1 節 避難の受入れ活動計画 危機管理防災課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課、教育総務課、産業振興課、観光課、上下水道課、秘書広報課、建築課、施設管理者 (略) 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 (略) (2) 避難計画の作成 キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (イ) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c インターネット・電子メール・SNS配信による広報 d 住民組織を通じた広報 (略) (3) 要配慮者対策 ウ 土砂災害・洪水等に対する警戒避難体制の確立 土砂災害警戒区域等の区域内及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、市、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。このため、市はこれらの施設に対して、必要な指導を行う。 (略) (削除)	第1 1 節 避難の受入れ活動計画 危機管理防災課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、感染症対策室こども未来課、保育課、教育総務課、産業振興課、観光課、上下水道課、秘書広報課、建築課、施設管理者 (略) 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本土業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 (略) (2) 避難計画の作成 キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (イ) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c インターネット・電子メール配信による広報 d 住民組織を通じた広報 (略) (3) 要配慮者対策 ウ 土砂災害・洪水等に対する警戒避難体制の確立 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、市、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。このため、市はこれらの施設に対して、必要な指導を行う。 (略) (5) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者対策 ――自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は突発災害時にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
2 避難場所の確保 ウ 福祉避難所として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者による円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略) ケ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・非常用電源・マスク・<u>ガス設備</u>・消毒液・炊き出し用具・簡易ベッド・パーティション・毛布等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。 (略) チ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。	2 避難場所の確保 ウ 福祉避難所として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者による円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略) ケ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・非常用電源・マスク・消毒液・炊き出し用具・簡易ベッド・パーティション・毛布等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。 (略) チ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考								
第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画 第3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達計画 (1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備 ア 平成25、26年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や地域の実状、外部からの支援が届く時期の想定などを勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。なお、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者との連携を図り、検討するものとする。 備蓄目標の設定 千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。 <table><tr><td>備蓄目標（公的備蓄）</td><td>6,300人の3食分×1日分</td></tr></table> (略) (3) 応援協力体制の整備 長野県市町村災害時相互応援協定、および、<u>富山県</u>射水市、<u>千葉県横芝光町</u>、<u>岩手県山田町</u>、<u>神奈川県松田町</u>との災害時の相互応援協定等による災害時の食料調達体制を整備する。 2 生活必需品の備蓄・調達計画 (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 市において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 ア 備蓄目標の設定 千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。 <table><tr><td>備蓄目標<u>（公的備蓄）</u></td><td><u>6,300人の3食分</u>×1日分</td></tr></table> (略) (3) 応援協力体制の整備 長野県市町村災害時相互応援協定、および、<u>富山県</u>射水市、<u>千葉県横芝光町</u>、<u>岩手県山田町</u>、<u>神奈川県松田町</u>との災害時の相互応援協定等による災害時の生活必需品調達体制を整備する。	備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分	備蓄目標 <u>（公的備蓄）</u>	<u>6,300人の3食分</u> ×1日分	第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画 第3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達計画 (1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備 ア 平成25、26年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や地域の実状、外部からの支援が届く時期の想定などを勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。なお、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者との連携を図り、検討するものとする。 備蓄目標の設定 <table><tr><td>備蓄目標</td><td>人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分）</td></tr></table> (略) (3) 応援協力体制の整備 長野県市町村災害時相互応援協定、および、射水市との災害時の相互応援協定等による災害時の食料調達体制を整備する。 2 生活必需品の備蓄・調達計画 (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 市において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 ア 備蓄目標の設定 県地域防災計画に基づき、備蓄目標を設定する。 <table><tr><td>備蓄目標（公的備蓄）</td><td>人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分） ×1日分</td></tr></table> (略) (3) 応援協力体制の整備 市は、長野県市町村災害時相互応援協定、および、射水市との災害時の相互応援協定等による災害時の生活必需品調達体制を整備する。	備蓄目標	人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分）	備蓄目標（公的備蓄）	人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分） ×1日分	市の現況に合わせて修正
備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分									
備蓄目標 <u>（公的備蓄）</u>	<u>6,300人の3食分</u> ×1日分									
備蓄目標	人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分）									
備蓄目標（公的備蓄）	人口5%の3食分（人口約60,000人に対し9,000食分） ×1日分									

新	旧	修正理由・備考
第２節 災害広報計画 第３ 計画の内容 １ 被災者への情報の提供体制の整備 （１） 広報手段の整備 ア 現状の広報手段 （ア）報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請 （イ）広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物の発行配布、掲示板の活用 （ウ）広報車等の機動力による現地広報 （エ）屋外告知放送による広報 （オ）有線放送等による広報 （カ）Ｌアラート（災害情報共有システム）及び市のホームページ、ＳＮＳ等による広報 （キ）同報メール・<u>ＳＮＳ（市公式ＬＩＮＥアカウント）</u>及び緊急速報メールによる広報 （略） （３）被災者への情報の提供体制 エ 同報メール・<u>ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）</u>の利用 市民の千曲市メール配信サービス、<u>千曲市ＬＩＮＥ公式アカウント</u>の利用登録を推進する。 オ 大規模災害ラジオ放送協議会の活用 大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、市民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。 カ 災害用伝言サービスの周知 電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービスの仕組みや利用方法等について、市民への周知徹底を図る。 〔資料 35〕 千曲市メール配信サービス・<u>千曲市ＬＩＮＥ公式アカウント</u>登録状況 （資料編 P. 350）	第２節 災害広報計画 第３ 計画の内容 １ 被災者への情報の提供体制の整備 （１） 広報手段の整備 ア 現状の広報手段 （ア）報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請 （イ）広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物の発行配布、掲示板の活用 （ウ）広報車等の機動力による現地広報 （エ）屋外告知放送による広報 （オ）有線放送等による広報 （カ）Ｌアラート（災害情報共有システム）及び市のホームページ、ＳＮＳ等による広報 （キ）同報メール及び緊急速報メールによる広報 （略） （３）被災者への情報の提供体制 エ 同報メールの利用 市民の千曲市メール配信サービスの利用登録を推進する。 オ 大規模災害ラジオ放送協議会の活用 大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、市民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。 カ 災害用伝言サービスの周知 電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービスの仕組みや利用方法等について、市民への周知徹底を図る。 〔資料 35〕 千曲市メール配信サービス登録状況 （資料編 P. 350）	市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第2 3 節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取組み 2 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。 4 土砂災害<u>特別</u>警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備え、<u>実効性を確保した</u>警戒避難体制を構築する (略) 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）の周知、巡視等 ア 危険箇所、警戒区域等の周知 市は、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を活用しその他必要な措置をとる。市民は、日頃より危険個所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。 (略) 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 (略) 6 土砂災害警戒区域<u>等</u>の対策 (2) 土砂災害警戒区域 e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、<u>天気</u>予報及び<u>・注意報</u>警報の伝達に関する事項	第2 3 節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取組み 2 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>住民等に著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。 4 土砂災害警戒区域<u>等</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 (略) 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）の周知、巡視等 ア 危険箇所、警戒区域等の周知 市は、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を活用しその他必要な措置をとる。<u>また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知するものとする。</u>市民は、日頃より危険個所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。 略) 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等対策 (略) 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 土砂災害警戒区域 e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項	県の地域防災計画に合わせて修正 防災委員のご指摘による修正 県の地域防災計画に合わせて修正 防災委員のご指摘による修正

新	旧	修正理由・備考
第２９節 二次災害の予防計画 第２ 主な取組み １ 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。 ２ 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。 ３ 土砂災害<u>警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。 第３ 計画の内容 （略） ３ 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）情報収集体制の整備 市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生するおそれのある箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。	第２９節 二次災害の予防計画 第２ 主な取組み １ 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。 ２ 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。 ３ 土砂災害<u>危険箇所</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。 第３ 計画の内容 （略） ３ 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）情報収集体制の整備 市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 1 節 防災訓練計画 第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 市は、連携体制の強化を目的として、風水害、地震等、大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。 ア 実施時期 水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（防災の日（9月1日）を含む1週間）等に 合わせて実施する。	第3 1 節 防災訓練計画 第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 市は、市民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、地震等、大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。 ア 実施時期 防災週間（防災の日（9月1日）を含む1週間）を中心に実施する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 2節 災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 2 復興資材の供給体制整備 災害発生後の復興のためには<u>資</u>材を安定的に供給する必要があるため、県及び関係機関等の協力を得て、<u>資</u>材供給体制の整備を図る。 3 災害廃棄物処理体制整備 (略) ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村<u>や民間事業者等</u>との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において示すものとする。	第3 2節 災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 2 復興資材の供給体制整備 災害発生後の復興のためには本材を安定的に供給する必要があるため、県及び関係機関等の協力を得て、本材供給体制の整備を図る。 3 災害廃棄物処理体制整備 (略) ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において示すものとする。	防災委員のご指摘による修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 4 節 ボランティア活動の推進 第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った民間の災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、<u>県・市町村、社会福祉協議会、NPO等</u>が連携して環境整備を図っていくことが必要である。 第2 主な取組み 4 国内の主要なボランティア関係団体、<u>長野県災害時支援ネットワーク等の災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「<u>災害</u>中間支援組織」という。）との<u>平時からの官民</u>連携・調整を図る。 第3 計画の内容 1 ボランティアの事前登録 災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握・整理しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 市は、市社会福祉協議会（<u>市災害ボランティアセンター</u>）及び日本赤十字社（県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図るなどその支援に努める。 （略） 3 防災ボランティア活動の環境整備 （2） 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により</u>、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、<u>在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の</u>制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	第3 4 節 ボランティア活動の推進 第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った民間の災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。 第2 主な取組み 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携・調整を図る。 第3 計画の内容 1 ボランティアの事前登録 災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握・整理しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 市は、市社会福祉協議会及び日本赤十字社（県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図るなどその支援に努める。 （略） 3 防災ボランティア活動の環境整備 （2） 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
(略) 4 ボランティア・<u>NPO等</u>関係団体間の連携 災害時に求められる広範なボランティア活動に際し、総合的かつ組織的な活動を行っていく上では、各団体がボランティア活動について各々の活動分野、能力等について自主点検を行うと共に、独自のネットワークを構築し、団体間の連携・協力体制の強化を図っていくことが必要である。 <u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等</u>と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。 5 ボランティアコーディネーターの養成 災害時の被災者の広範かつ多様なボランティアニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する等、ボランティア活動の総括的かつ効果的な運用を図る調整業務を行う人材（コーディネーター）が必要となる。 市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（県支部）、<u>長野県災害時支援ネットワーク</u>等は、協力して市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。	(略) 4 ボランティア関係団体間の連携 災害時に求められる広範なボランティア活動に際し、総合的かつ組織的な活動を行っていく上では、各団体がボランティア活動について各々の活動分野、能力等について自主点検を行うと共に、独自のネットワークを構築し、団体間の連携・協力体制の強化を図っていくことが必要である。 市は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。 5 ボランティアコーディネーターの養成 災害時の被災者の広範かつ多様なボランティアニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する等、ボランティア活動の総括的かつ効果的な運用を図る調整業務を行う人材（コーディネーター）が必要となる。 市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（県支部）等は、協力して市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 6 節 風水害対策に関する調査研究及び観測 第1 基本方針 台風、集中豪雨等の風水害は、市内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。また、市内には <u>土砂災害警戒区域等</u> が多く存在し、豪雨時には土石流、地すべりが発生する危険性がある。	第3 6 節 風水害対策に関する調査研究及び観測 第1 基本方針 台風、集中豪雨等の風水害は、市内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。また、市内には 土砂災害危険箇所 が多く存在し、豪雨時には土石流、地すべりが発生する危険性がある。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 気象に関する情報等の伝達活動 (3)気象に関する情報等の種類及び発表基準 エ その他の情報 (㊦) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 (該当部分削除) (4)気象に関する情報等の伝達系統（略） 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、<u>特別</u>警報の通知<u>もしくは</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ア 特別警報・気象警報・注意報・情報及び火災気象通報 凡例 オンラインXML配信 県防災行政無線FAX 電話 ※特別警報発表時は電話による伝達がある。 長野地方気象台 → ※ → 長野県(危機管理部) → ※ → 長野地域振興局(総務管理・<u>環境</u>課) → ※ → 千曲市(危機管理防災課) → 千曲坂城消防本部 → 市民等 特別警報発表時は市民等に対し、あらゆる手段を通じて迅速かつ的確に周知の措置をとる。 (略) 3 市民の避難誘導対策 (1)市が実施する対策 ア 危険箇所等の警戒活動 市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合には、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。 (略) キ 要配慮者利用施設への連絡、通報 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して連絡、通報を行う。必要に応じて、自主防災組織、市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 ク 避難に資する情報の提供 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害<u>警戒区域等</u>の所在等、避難に資する情報提供を実施する。	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 気象に関する情報等の伝達活動 (3)気象に関する情報等の種類及び発表基準 エ その他の情報 (㊦) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 (4)気象に関する情報等の伝達系統（略） 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ア 特別警報・気象警報・注意報・情報及び火災気象通報 凡例 オンラインXML配信 県防災行政無線FAX 電話 ※特別警報発表時は電話による伝達がある。 長野地方気象台 → ※ → 長野県(危機管理部) → ※ → 長野地域振興局(総務管理課) → ※ → 千曲市(危機管理防災課) → 千曲坂城消防本部 → 市民等 特別警報発表時は市民等に対し、あらゆる手段を通じて迅速かつ的確に周知の措置をとる。 (略) 3 市民の避難誘導対策 (1)市が実施する対策 ア 危険箇所等の警戒活動 市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合には、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。 (略) キ 要配慮者利用施設への連絡、通報 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等内の要配慮者利用施設に対して連絡、通報を行う。必要に応じて、自主防災組織、市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 ク 避難に資する情報の提供 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害危険箇所の所在等、避難に資する情報提供を実施する。	防災委員のご指摘による修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																																																																																																																																																																																
第2節 災害情報の収集・連絡活動	第2節 災害情報の収集・連絡活動	市の現況に合わせて修正																																																																																																																																																																																
第2 実施計画	第2 実施計画																																																																																																																																																																																	
1 被害状況の調査及び報告体制	1 被害状況の調査及び報告体制																																																																																																																																																																																	
(3) 被害状況等の調査	(3) 被害状況等の調査																																																																																																																																																																																	
ア 調査の分担及び報告先	ア 調査の分担及び報告先																																																																																																																																																																																	
<table><tr><th>調査事項</th><th>担当課</th><th>協力機関</th><th>報告先</th></tr><tr><td>概況速報 人的被害 避難指示等避難状況</td><td>危機管理防災課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>住家の被害</td><td>税務課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課</td><td></td><td>長野保健福祉事務所福祉課</td></tr><tr><td>農・畜・水産業被害 農業用施設被害</td><td>農林課</td><td>長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所</td><td>長野地域振興局 農地整備課</td></tr><tr><td>農地被害</td><td>農林課</td><td>土地改良区</td><td>長野地域振興局 農地整備課</td></tr><tr><td>林業関係被害</td><td>農林課</td><td>長野森林組合更埴支所 北信森林管理署</td><td>長野地域振興局林務課</td></tr><tr><td>公共土木施設被害</td><td>道路河川課</td><td>千曲川河川事務所</td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>土砂災害等による被害</td><td>道路河川課</td><td></td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>都市施設被害</td><td>都市計画課</td><td></td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>水道施設被害</td><td>上下水道課</td><td>長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所</td><td>長野地域振興局環境・廃棄物対策課</td></tr><tr><td>下水道施設等被害</td><td>上下水道課</td><td>長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合</td><td>千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所</td></tr><tr><td>廃棄物処理施設被害</td><td>環境課</td><td>長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合</td><td>長野地域振興局環境・廃棄物対策課</td></tr><tr><td>感染症関係被害</td><td>健康推進課</td><td></td><td>長野保健福祉事務所健康づくり支援課</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>健康推進課</td><td></td><td>長野保健福祉事務所総務課</td></tr><tr><td>商工関係被害</td><td>産業振興課</td><td>千曲商工会議所 戸倉上山田商工会</td><td>長野地域振興局商工観光課</td></tr><tr><td>観光施設被害</td><td>観光課</td><td>信州千曲観光局</td><td>長野地域振興局商工観光課</td></tr><tr><td>教育関係被害</td><td>教育総務課</td><td></td><td>北信教育事務所</td></tr><tr><td>文化財被害</td><td>歴史文化財センター</td><td></td><td>北信教育事務所</td></tr><tr><td>市有財産被害</td><td>管財契約課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>火災即報</td><td>消防本部</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部</td></tr><tr><td>火災即報 (危険物に係る事故)</td><td>消防本部</td><td></td><td>県危機管理部</td></tr></table>	調査事項		担当課	協力機関	報告先	概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課	公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課	下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所	廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課	感染症関係被害	健康推進課		長野保健福祉事務所健康づくり支援課	医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課	商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課	観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課	教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所	市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部	<table><tr><th>調査事項</th><th>担当課</th><th>協力機関</th><th>報告先</th></tr><tr><td>概況速報 人的被害 避難指示等避難状況</td><td>危機管理防災課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>住家の被害</td><td>税務課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課</td><td></td><td>長野保健福祉事務所福祉課</td></tr><tr><td>農・畜・水産業被害 農業用施設被害</td><td>農林課</td><td>長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所</td><td>長野地域振興局 農地整備課</td></tr><tr><td>農地被害</td><td>農林課</td><td>土地改良区</td><td>長野地域振興局 農地整備課</td></tr><tr><td>林業関係被害</td><td>農林課</td><td>長野森林組合更埴支所 北信森林管理署</td><td>長野地域振興局林務課</td></tr><tr><td>公共土木施設被害</td><td>道路河川課</td><td>千曲川河川事務所</td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>土砂災害等による被害</td><td>道路河川課</td><td></td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>都市施設被害</td><td>都市計画課</td><td></td><td>千曲建設事務所</td></tr><tr><td>水道施設被害</td><td>上下水道課</td><td>長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所</td><td>長野地域振興局環境・廃棄物対策課</td></tr><tr><td>下水道施設等被害</td><td>上下水道課</td><td>長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合</td><td>千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所</td></tr><tr><td>廃棄物処理施設被害</td><td>環境課</td><td>長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合</td><td>長野地域振興局環境・廃棄物対策課</td></tr><tr><td>感染症関係被害</td><td>健康推進課 感染症対策室</td><td></td><td>長野保健福祉事務所健康づくり支援課</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>健康推進課</td><td></td><td>長野保健福祉事務所総務課</td></tr><tr><td>商工関係被害</td><td>産業振興課</td><td>千曲商工会議所 戸倉上山田商工会</td><td>長野地域振興局商工観光課</td></tr><tr><td>観光施設被害</td><td>観光課</td><td>信州千曲観光局</td><td>長野地域振興局商工観光課</td></tr><tr><td>教育関係被害</td><td>教育総務課</td><td></td><td>北信教育事務所</td></tr><tr><td>文化財被害</td><td>歴史文化財センター</td><td></td><td>北信教育事務所</td></tr><tr><td>市有財産被害</td><td>管財契約課</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課</td></tr><tr><td>火災即報</td><td>消防本部</td><td></td><td>長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部</td></tr><tr><td>火災即報 (危険物に係る事故)</td><td>消防本部</td><td></td><td>県危機管理部</td></tr></table>	調査事項	担当課	協力機関	報告先	概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課	公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課	下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所	廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課	感染症関係被害	健康推進課 感染症対策室		長野保健福祉事務所健康づくり支援課	医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課	商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課	観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課	教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所	市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部
調査事項	担当課		協力機関	報告先																																																																																																																																																																														
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課			長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																														
住家の被害	税務課			長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																														
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課			長野保健福祉事務所福祉課																																																																																																																																																																														
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課																																																																																																																																																																															
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課																																																																																																																																																																															
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課																																																																																																																																																																															
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課																																																																																																																																																																															
下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所																																																																																																																																																																															
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課																																																																																																																																																																															
感染症関係被害	健康推進課		長野保健福祉事務所健康づくり支援課																																																																																																																																																																															
医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課																																																																																																																																																																															
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課																																																																																																																																																																															
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課																																																																																																																																																																															
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所																																																																																																																																																																															
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所																																																																																																																																																																															
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																															
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部																																																																																																																																																																															
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部																																																																																																																																																																															
調査事項	担当課	協力機関	報告先																																																																																																																																																																															
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																															
住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																															
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課																																																																																																																																																																															
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課																																																																																																																																																																															
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課																																																																																																																																																																															
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課																																																																																																																																																																															
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所																																																																																																																																																																															
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課																																																																																																																																																																															
下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所																																																																																																																																																																															
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課																																																																																																																																																																															
感染症関係被害	健康推進課 感染症対策室		長野保健福祉事務所健康づくり支援課																																																																																																																																																																															
医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課																																																																																																																																																																															
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課																																																																																																																																																																															
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課																																																																																																																																																																															
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所																																																																																																																																																																															
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所																																																																																																																																																																															
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課																																																																																																																																																																															
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部																																																																																																																																																																															
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部																																																																																																																																																																															

新						旧						修正理由・備考	
第3節 非常参集職員の活動													市の現況に合わせて修正
第3 活動の内容													
1 職員の配備体制													
(1) 配備体制の基準													
配備人員の基準													
部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部		部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎		総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	
	総務課	△	◎	◎	◎			総務課	△	◎	◎	◎	
	秘書広報課	○	○	◎	◎			秘書広報課	○	○	◎	◎	
	財政課		○	◎	◎			財政課		○	◎	◎	
	税務課		○	◎	◎			税務課		○	◎	◎	
	債権管理課		○	◎	◎			債権管理課		○	◎	◎	
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎			行政マネジメント室	○	○	◎	◎	
	会計課				◎			会計課				◎	
	選挙・公平・監査事務局				◎			選挙・公平・監査事務局				◎	
企画政策部	総合政策課			○	◎		企画政策部	総合政策課			○	◎	
	管財契約課			○	◎			管財契約課			○	◎	
	情報政策課		○	◎	◎			情報政策課		○	◎	◎	
	公民共創推進室		△	◎	◎			日本遺産推進室			⊖	⊖	
市民環境部	市民生活課		△	○	◎		市民環境部	市民生活課		△	○	◎	
	市民課		△	○	◎			市民課		△	○	◎	
	上山田戸倉出張所		△		◎			上山田戸倉出張所		△		◎	
	環境課		⓪	○	◎			環境課			○	◎	
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎		健康福祉部	福祉課		○	◎	◎	
	高齢福祉課		○	◎	◎			高齢福祉課		○	◎	◎	
	健康推進課		⓪	◎	◎			健康推進課		○	◎	◎	
	人権・男女共同参画課		△	○	◎			人権・男女共同参画課		△	○	◎	
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎		次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎	
	保育課		△	○	◎			保育課		△	○	◎	
	保育園			○	◎			保育園			○	◎	
経済部	農林課	○	◎	◎	◎		経済部	農林課	○	◎	◎	◎	
	農業委員会事務局		○	◎	◎			農業委員会事務局		○	◎	◎	
	観光課	△	△	○	◎			観光課	△	△	○	◎	
	ふるさと振興課			○	◎			ふるさと振興課			○	◎	
	産業振興課		◎	◎	◎			産業振興課			◎	◎	
	日本遺産推進室			○	◎								
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎		建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎	
	建築課	○	◎	◎	◎			建築課	○	◎	◎	◎	
	都市計画課		◎	◎	◎			都市計画課		◎	◎	◎	
	上下水道課		◎	◎	◎			上下水道課		◎	◎	◎	
教育部	教育総務課		○	◎	◎		教育部	教育総務課		○	◎	◎	
	第一学校給食センター			○	◎			第一学校給食センター			○	◎	
	第二学校給食センター			○	◎			第二学校給食センター			○	◎	
	生涯学習課		○	◎	◎			生涯学習課		○	◎	◎	
	公民館・図書館・創造館			○	◎			公民館・図書館・創造館		⊖	⊖	◎	
	歴史文化財センター		△	◎	◎			歴史文化財センター			◎	◎	
	スポーツ振興課		◎	◎	◎			スポーツ振興課		◎	◎	◎	
	文化課			○	◎			文化課		⊖	⊖	◎	
議会事務局	議会事務局		⓪	◎	◎	議会事務局	議会事務局		(議事係)	◎	◎		
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎		消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	
	更埴消防署			◎	◎			更埴消防署			◎	◎	
	戸倉上山田消防署			◎	◎			戸倉上山田消防署			◎	◎	

新	旧	修正理由・備考
第4節 広域相互応援活動 第3 活動の内容 1 協定に基づく要請 (1) 長野県市町村災害時相互応援協定 ア 応援の内容 (ウ) その他 a 避難場所等の提供、緊急輸送道路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 (略) (3) 県外市区町村との災害時の相互応援協定 (富山県射水市、千葉県横芝光町、岩手県山田町、神奈川県松田町) (略) ウ 要請事項 (ア) 災害の状況 (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等 (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員 (エ) 応援場所及びその経路 (オ) 応援の期間 (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項 [資料18-7] 災害時の相互応援協定 (富山県射水市) (資料編P. 129) [資料18-17] 災害時の相互応援協定 (千葉県横芝光町) (資料編P. 151) [資料18-29] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定 (岩手県山田町) (資料編P. 173) <u>[資料 18-62] 災害時の相互応援協定 (神奈川県松田町) (資料編 P. 253)</u>	第4節 広域相互応援活動 第3 活動の内容 1 協定に基づく要請 (1) 長野県市町村災害時相互応援協定 ア 応援の内容 (ウ) その他 a 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 (略) (3) 県外市区町村との災害時の相互応援協定 (富山県射水市、千葉県横芝光町、岩手県山田町) (略) ウ 要請事項 (ア) 災害の状況 (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等 (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員 (エ) 応援場所及びその経路 (オ) 応援の期間 (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項 [資料18-7] 災害時の相互応援協定 (富山県射水市) (資料編P. 129) [資料18-17] 災害時の相互応援協定 (千葉県横芝光町) (資料編P. 151) [資料18-29] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定 (岩手県山田町) (資料編P. 173)	県の地域防災計画に合わせて修正 市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																																								
第5節　ヘリコプターの運用計画 第3　活動の内容 （4）ヘリコプターの種別及び活動内容 消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。 <table><tr><td>機</td><td>種</td><td>機　種</td><td>定員</td><td>救助ホイスト</td><td>消火装置</td><td>物資吊下</td><td>映像伝送</td></tr><tr><td>県警ヘリコプター</td><td></td><td>レオナルドAW139</td><td>14</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>県警ヘリコプター</td><td></td><td>レオナルドAW139</td><td>14</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>	機	種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	県警ヘリコプター		レオナルドAW139	14	○			○	県警ヘリコプター		レオナルドAW139	14	○			○	第5節　ヘリコプターの運用計画 第3　活動の内容 （4）ヘリコプターの種別及び活動内容 消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。 <table><tr><td>機</td><td>種</td><td>機　種</td><td>定員</td><td>救助ホイスト</td><td>消火装置</td><td>物資吊下</td><td>映像伝送</td></tr><tr><td>県警ヘリコプター</td><td></td><td>アグスタAW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>×</td><td>○</td></tr></table>	機	種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	県警ヘリコプター		アグスタAW139	17	○		×	○	防災委員のご指摘による 修正
機	種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																			
県警ヘリコプター		レオナルドAW139	14	○			○																																			
県警ヘリコプター		レオナルドAW139	14	○			○																																			
機	種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																			
県警ヘリコプター		アグスタAW139	17	○		×	○																																			

新	旧	修正理由・備考
第7節 救助・救急・医療活動 消防本部、消防団、健康推進課 (略) 第3 活動の内容 1 救助・救急活動 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第7節 救助・救急・医療活動 消防本部、消防団、健康推進課、感染症対策室 (略) 第3 活動の内容 1 救助・救急活動 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																				
第 1 2 節 避難受入れ及び情報提供活動	第 1 2 節 避難受入れ及び情報提供活動	県の地域防災計画に合わせて修正																				
第 2 主な活動	第 2 主な活動																					
2 <u>市長等は適切に避難指示等を発令し</u> 、速やかにその内容を市民に周知する。	2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施者は適切に実施し 、速やかにその内容を市民に周知する。																					
(略)	(略)																					
第 3 活動の内容	第 3 活動の内容																					
避難受入れ及び情報提供活動は、以下の担当によって行う。		市の現況に合わせて修正																				
<table><tr><th>活動</th><th>担当部署</th></tr><tr><td>高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保</td><td>本部室 危機管理防災課 消防本部</td></tr><tr><td>警戒区域の設定</td><td>本部室 危機管理防災課 現場担当者等</td></tr><tr><td>避難誘導活動</td><td>危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団</td></tr><tr><td>指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営</td><td>財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・<u>公民共創推進室</u> 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター</td></tr></table>	活動		担当部署	高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部	警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等	避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団	指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・ <u>公民共創推進室</u> 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター	<table><tr><th>活動</th><th>担当部署</th></tr><tr><td>高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保</td><td>本部室 危機管理防災課 消防本部</td></tr><tr><td>警戒区域の設定</td><td>本部室 危機管理防災課 現場担当者等</td></tr><tr><td>避難誘導活動</td><td>危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団</td></tr><tr><td>指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営</td><td>財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・感染症対策室 人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター</td></tr></table>	活動	担当部署	高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部	警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等	避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団	指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・ 感染症対策室 人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター
活動	担当部署																					
高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部																					
警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等																					
避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団																					
指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・ <u>公民共創推進室</u> 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター																					
活動	担当部署																					
高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部																					
警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等																					
避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団																					
指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・ 感染症対策室 人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター																					

新	旧	修正理由・備考																																																																												
(略) 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示等を発令し伝達を行う。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。 (1) 実施機関 <table><tr><th>実施事項</th><th>実施責任者</th><th>根拠法令</th><th>対象災害</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 56 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="5">避難指示</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>知事</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>水防法第 29 条</td><td>洪水</td></tr><tr><td>知事又は その命を受けた職員</td><td>水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条</td><td>洪水及び 地すべり 災害全般</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>自衛隊法第 94 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="3">緊急安全確保</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>知事</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第 61 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難所の開設、受入れ</td><td>市長</td><td></td><td></td></tr></table> (略) (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味 ア 災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。	実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害	高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般	避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般	水防管理者	水防法第 29 条	洪水	知事又は その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び 地すべり 災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般	避難所の開設、受入れ	市長			(略) 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。 避難指示、緊急安全確保を伝達する者、避難指示、緊急安全確保を行う者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示、緊急安全確保を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。 (1) 実施機関 <table><tr><th>実施事項</th><th>実施責任者</th><th>根拠法令</th><th>対象災害</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 56 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="5">避難指示</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>水防法第 29 条</td><td>洪水</td></tr><tr><td>知事又は その命を受けた職員</td><td>水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条</td><td>洪水及び 地すべり 災害全般</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>自衛隊法第 94 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="2">緊急安全確保</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第 61 条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難所の開設、受入れ</td><td>市長</td><td></td><td></td></tr></table> (略) (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味 ア 高齢者等避難」とは、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者等要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。	実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害	高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般	避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	水防管理者	水防法第 29 条	洪水	知事又は その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び 地すべり 災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般	避難所の開設、受入れ	市長			県の地域防災計画に合わせて修正
実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害																																																																											
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般																																																																											
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水																																																																											
	知事又は その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び 地すべり 災害全般																																																																											
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般																																																																											
自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般																																																																												
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般																																																																											
避難所の開設、受入れ	市長																																																																													
実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害																																																																											
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般																																																																											
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水																																																																											
	知事又は その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び 地すべり 災害全般																																																																											
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般																																																																											
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般																																																																											
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																																											
	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般																																																																											
避難所の開設、受入れ	市長																																																																													

新	旧	修正理由・備考
イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。 ウ 「緊急安全確保」とは、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認められるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。 (3) <u>措置</u>及び報告、通知等 ア 市長及び消防機関の長の行う措置 (ア) 高齢者等避難 <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</u> <u>a 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u> <u>また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。</u> (イ) 避難指示 災害<u>時</u>において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等</u>に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を<u>発令するものとする</u>。 a 県及び気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等） b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域	イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、市民に対して避難のための立ち退きを指示することをいう。 ウ 「緊急安全確保」とは、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、事態に照らし緊急を要すると認められるときに、市民に対して高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知等 ア 市長及び消防機関の長の行う措置 (ア) 高齢者等避難 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者等が指定緊急避難場所への避難行動を開始し、それ以外の者が家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始できるよう、高齢者等避難を伝達する。 (イ) 避難指示又は緊急安全確保（災害対策基本法第 60 条） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を<u>行う</u>。 a 気象台から気象等に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b 気象台から気象等に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域 e 県及び気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等） ㊦ 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
c 関係機関から大雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域 d 河川が<u>氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される</u>地域 e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険のある下流の地域 f 地すべりによる著しい危険が切迫している地域 g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 i 避難路の断たれる危険のある地域 j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 k 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 <u>(ウ) 緊急安全確保</u> <u>居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。</u> <u>a 気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> また、消防職員は、市長の委任を受けて避難のための立退きの指示をすることができる。（地方自治法第 153 条第 1 項） （削除） (エ) 報告 a 避難指示<u>等</u>を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。 b 避難の必要がなくなったときは、直ちに避難指示<u>等</u>を解除し、その旨を公示するとともに、知事に報告する。	㊦ 関係機関から大雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域 ㊦ 河川が<u>氾濫注意・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある</u>地域 ㊦ 上流の地域が水害を受けた河川で、危険のある下流の地域 ㊦ 地すべりによる著しい危険が切迫している地域 ㊦ 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 ㊦ 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 ㊦ 避難路の断たれる危険のある地域 ㊦ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 ㊦ 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域。 （新設） また、消防職員は、市長の委任を受けて避難のための立退きの指示をすることができる。（地方自治法第 153 条第 1 項） (ウ) 県・指定行政関係機関及び指定地方行政機関の助言 県・指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し避難指示又は緊急安全確保の対象地域・発令及び解除の判断時期等について助言をするものとする。 (エ) 報告 a 避難指示<u>又は緊急安全確保</u>を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。 b 避難の必要がなくなったときは、直ちに避難指示<u>又は緊急安全確保</u>を解除し、その旨を公示するとともに、知事に報告する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
(略) (4) 避難指示<u>等</u>の時期 (略) (5) 避難指示<u>等</u>の内容 <u>避難指示等の発令</u>に際して、次の事項を明確にする。 (略) (6) 伝達方法 <u>避難指示等</u>は、あらゆる広報手段により直接市民へ伝達する。 なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。 ア 屋外告知放送による伝達 屋外告知放送により、<u>避難指示等</u>の伝達を行う。 イ 区・自治会等による伝達 市は、所管する地区の避難指示<u>等</u>を当該区長・自治会長あるいは自主防災組織の長に連絡し、区・自治会等の組織を通じて市民に伝達する。 (略) オ 放送施設による伝達 信州ケーブルテレビジョン等による<u>避難指示等</u>の内容を明示した放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。 (7) 要配慮者の状況把握及び避難支援 市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区・自治会、<u>自主防災組織</u>、県、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者支え合いマップ、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画に基づき、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努め、必要に応じて避難支援を行う。 (8) 避難指示又は緊急安全確保の解除 避難指示<u>等</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。	(略) (4) 避難指示又は緊急安全確保の時期 (略) (5) 避難指示又は緊急安全確保の内容 高齢者等避難の伝達、避難指示、緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。 (略) (6) 伝達方法 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、あらゆる広報手段により直接市民へ伝達する。 なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。 ア 屋外告知放送による伝達 屋外告知放送により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達を行う。 イ 区・自治会等による伝達 市は、所管する地区の避難の指示又は緊急安全確保を当該区長・自治会長あるいは自主防災組織の長に連絡し、区・自治会等の組織を通じて市民に伝達する。 (略) オ 放送施設による伝達 信州ケーブルテレビジョン等による高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容を明示した放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。 (7) 要配慮者の状況把握及び避難支援 市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区・自治会、県、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者支え合いマップ、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画に基づき、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努め、必要に応じて避難支援を行う。 (8) 避難指示又は緊急安全確保の解除 避難指示又は緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
2 警戒区域の設定 (略) (2) 実施方法 イ 警戒区域の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難指示<u>等</u>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。 3 避難誘導活動 避難指示<u>の発令</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。 (略) (4) 避難住民の心得 市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は非常持ち出し袋等必要最小限とする。 4 避難所の開設・運営 (略) エ 被災者の主体的な関与 管理責任者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮する。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が避難所の運営に主体的に関与する体制に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (略) シ 感染症対策 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	2 警戒区域の設定 (略) (2) 実施方法 イ 警戒区域の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難指示又は緊急安全確保と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。 3 避難誘導活動 避難指示を行つた者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。 (略) (4) 避難住民の心得 市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は非常持ち出し袋等必要最小限とする。 4 避難所の開設・運営 (略) エ 被災者の主体的な関与 管理責任者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮する。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が避難所の運営に主体的に関与する体制に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) シ 感染症対策 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
7 被災者等への的確な情報提供 (略) (3) 被災者の状況に応じた伝達 <u>ア 市は地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> <u>イ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達を行うことにより、生活環境の確保が図られるよう努める。</u> <u>ウ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u> <u>オ 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u> <u>カ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>キ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>	7 被災者等への的確な情報提供 (略) (3) 被災者の状況に応じた伝達 ア 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達を行うことにより、生活環境の確保が図られるよう努める。 イ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 ウ 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第13節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。 (略) 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (1) 総合政策課等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、本部室を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。	第13節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。 (略) 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (1) 総合政策課等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、本部室を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第 1 4 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動 第 3 活動の内容 (3) 県及び近隣市町村への要請 農林課は自らの備蓄により<u>非常用食料</u>の必要量を満たせない場合は、本部室を通じ、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に要請を行う。	第 1 4 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動 第 3 活動の内容 (3) 県及び近隣市町村への要請 農林課は自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、本部室を通じて、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室及び近隣市町村に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第１６節 保健衛生、感染症予防活動 健康推進課 第３ 活動の内容 １ 活動体制 健康推進課は、保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。 (略) ３ 感染症予防対策 (１) 防疫班の編成 健康推進課は、被災地の消毒など、防疫活動の実施にあたり、長野保健福祉事務所の助言を得て、防疫班を編成する。 (略) (削除) (４) 臨時予防接種 災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示、命令に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。 (５) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動 感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。 (６) 県への報告 ア 関係団体の協力を得て、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、長野保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、長野保健福祉事務所を経由して県に提出する。 ウ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する。	第１６節 保健衛生、感染症予防活動 健康推進課、感染症対策室 第３ 活動の内容 １ 活動体制 健康推進課及び感染症対策室は、保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。 (略) ３ 感染症予防対策 (１) 防疫班の編成 健康推進課及び感染症対策室は、被災地の消毒など、防疫活動の実施にあたり、長野保健福祉事務所の助言を得て、防疫班を編成する。 (略) (４) 感染者の受入れ対策 ——新型コロナウイルス自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。—— (５) 臨時予防接種 災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示、命令に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。 (６) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動 感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。 (７) 県への報告 ア 関係団体の協力を得て、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、長野保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、長野保健福祉事務所を経由して県に提出する。 ウ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する。	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
(7) 市民が実施する対策 市民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。 また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。	(8) 市民が実施する対策 市民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。 また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第２８節 土砂災害等応急活動 第３ 活動の内容 １ がけ崩れ、地すべり等応急対策 （１）状況の緊急度等に応じ、警戒避難に関する情報を市民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 （２）がけ崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。 （３）市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。 （４）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 （５）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 ２ 土石流対策 関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。 （１）状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。 （２）二次災害に備え、警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。 （３）市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が発令された場合これに迅速に従うものとする。 （４）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 （５）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。	第２８節 土砂災害等応急活動 第３ 活動の内容 １ がけ崩れ、地すべり等応急対策 （１）状況の緊急度等に応じ、警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に避難指示又は緊急安全確保等の処置を講じる。 （２）がけ崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。 （３）市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示又は緊急安全確保が出された場合これに迅速に従うものとする。 （４）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 （５）災害の危険性が高まり、避難指示又は緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 ２ 土石流対策 関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。 （１）状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。 （２）二次災害に備え、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示又は緊急安全確保等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。 （３）市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示又は緊急安全確保等が発令された場合これに迅速に従うものとする。 （４）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 （５）災害の危険性が高まり、避難指示又は緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 1 節 河川施設・ため池等応急活動 第3 活動の内容 1 河川施設等応急対策 (2) 避難誘導 市は、被害状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の市民に避難指示等の応急活動を実施する。 (略) 2 ため池応急対策 (2) 避難誘導 被害状況を市民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の市民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。	第3 1 節 河川施設・ため池等応急活動 第3 活動の内容 1 河川施設等応急対策 (2) 避難誘導 市は、被害状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の市民に避難指示又は緊急安全確保等の応急活動を実施する。 (略) 2 ため池応急対策 (2) 避難誘導 被害状況を市民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の市民へ避難指示又は緊急安全確保等を実施し、安全な場所へ避難させる。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3 5 節 ボランティアの受入れ体制 第2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努め、被災地での支援活動を行っているボランティア関係団体と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。 (略) 第3 活動の内容 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保 (1) 市が実施する対策 ウ 千曲市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 (略) (3) <u>災害中間支援組織</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、<u>広域的災害ボランティア支援団体等</u>が実施する対策 (略) 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 社会福祉協議会が実施する対策 ア 県社会福祉協議会 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。	第3 5 節 ボランティアの受入れ体制 第2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努め、被災地での支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。 (略) 第3 活動の内容 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保 (1) 市が実施する対策 ウ 千曲市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 (略) (3) 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>など</u>）が実施する対策 (略) 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 社会福祉協議会が実施する対策 ア 県社会福祉協議会 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3章 災害復旧計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援 危機管理防災課、税務課、債権管理課、市民課、福祉課、産業振興課、建築課、上下水道課、消防本部 第1 基本方針 災害を受けた地域住民のため、住宅対策、被災者生活再建支援法による支援等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 (略) 第3 活動の内容 10 被災者台帳の作成 住家等の被害状況や各種支援の実施状況などの、個々の被災者情報を一元的に集約・整理した被災者台帳を作成し、総合的かつ円滑な被災者支援を図る取組みについて整備する。 市は、被災者台帳の作成に関わる対応や実施体制等、以下の項目について検討する。 (1) 被災者台帳作成の実施体制 (2) 台帳に整理する項目 (3) 被災者情報の収集・把握の手段 (4) 台帳の作成の方法 <u>(デジタル技術等)</u>、手順等	第3章 災害復旧計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援 危機管理防災課、税務課、債権管理課、市民課、福祉課、感染症対策室、産業振興課、建築課、上下水道課、消防本部 第1 基本方針 災害を受けた地域住民のため、住宅対策、被災者生活再建支援法による支援等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 (略) 第3 活動の内容 10 被災者台帳の作成 住家等の被害状況や各種支援の実施状況などの、個々の被災者情報を一元的に集約・整理した被災者台帳を作成し、総合的かつ円滑な被災者支援を図る取組みについて整備する。 市は、被災者台帳の作成に関わる対応や実施体制等、以下の項目について検討する。 (1) 被災者台帳作成の実施体制 (2) 台帳に整理する項目 (3) 被災者情報の収集・把握の手段 (4) 台帳の作成の方法、手順等	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 1 地震に強い地域基盤づくり <u>(7) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> (略) 7 災害応急対策等への備え (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点<u>を、緊急輸送路沿線上で平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していくものとする。</u> <u>また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定緊急避難場所、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。</u>	震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 (新設) (略) 7 災害応急対策等への備え (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点の整備を推進する。	県の地域防災計画に合わせて修正 市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第２８節 二次災害の予防計画 第２ 主な取組み ４ 土砂災害<u>警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。 （略） 第３ 実施計画 ４ 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）情報収集体制の整備 市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生する恐れのある箇所（土砂災害警戒区域等）について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。	第２８節 二次災害の予防計画 第２ 主な取組み ４ 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。 （略） 第３ 実施計画 ４ 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）情報収集体制の整備 市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。	県の地域防災計画に合わせて修正

新

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 実施計画

2 被害状況の調査及び報告体制

(3) 被害状況等の調査

調査事項	担当課	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理課
住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局農政課 農地整備課
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局農地整備課
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
下水道施設被害 (農業集落排水)	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
感染症関係被害 医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理課
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理課 県危機管理部
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部

旧

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 実施計画

2 被害状況の調査及び報告体制

(3) 被害状況等の調査

調査事項	担当課	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理課
住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局農政課 農地整備課
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局農地整備課
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
下水道施設被害 (農業集落排水)	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
感染症関係被害 医療施設被害	健康推進課 感染症対策室		長野保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理課
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理課 県危機管理部
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部

修正理由・備考

市の現況に合わせて修正

新						旧						修正理由・備考
第2節 非常参集職員の活動						第2節 非常参集職員の活動						市の現況に合わせて修正
第3 実施計画						第3 実施計画						
1 職員の配備体制						1 職員の配備体制						
(1) 配備体制の基準						(1) 配備体制の基準						
配備体制の基準						配備体制の基準						
部	課	準1号配備(準備) 震度3又は4	1号配備(警戒) 警戒本部	2号配備(即応) 震度5弱又は5強 対策本部	3号配備(非常) 震度6弱以上 対策本部	部	課	準1号配備(準備) 震度3又は4	1号配備(警戒) 警戒本部	2号配備(即応) 震度5弱又は5強 対策本部	3号配備(非常) 震度6弱以上 対策本部	
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	
	総務課	△	◎	◎	◎		総務課		◎	◎	◎	
	秘書広報課	○	○	◎	◎		秘書広報課	○	○	◎	◎	
	財政課		○	◎	◎		財政課		○	◎	◎	
	税務課		○	◎	◎		税務課		○	◎	◎	
	債権管理課		○	◎	◎		債権管理課		○	◎	◎	
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎		行政マネジメント室	○	○	◎	◎	
	会計課				◎		会計課				◎	
	選挙・公平・監査事務局				◎		選挙・公平・監査事務局				◎	
企画政策部	総合政策課			○	◎	企画政策部	総合政策課			○	◎	
	管財契約課			○	◎		管財契約課		⊖	○	◎	
	情報政策課		○	◎	◎		情報政策課		○	◎	◎	
	公民共創推進室		△	◎	◎		日本遺産推進室			⊖	⊖	
市民環境部	市民生活課		△	○	◎	市民環境部	地域開発推進室			⊖	⊖	
	市民課		△	○	◎		市民生活課		○	○	◎	
	上山田戸倉出張所		△		◎		市民課		△		◎	
	環境課		⓪	○	◎		上山田戸倉出張所		△		◎	
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎	健康福祉部	環境課			○	◎	
	高齢福祉課		○	◎	◎		福祉課		○	◎	◎	
	健康推進課		⓪	◎	◎		高齢福祉課		○	◎	◎	
	人権・男女共同参画課		△	○	◎		健康推進課		○	◎	◎	
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎	次世代支援部	感染症対策室		⊖	⊖	⊖	
	保育課		△	○	◎		人権・男女共同参画課		⊖	○	◎	
	保育園			○	◎		こども未来課		⊖	◎	◎	
経済部	農林課	○	◎	◎	◎	経済部	保育課		△	○	◎	
	農業委員会事務局		○	◎	◎		保育園			○	◎	
	観光課	△	△	○	◎		農林課	○	⊖	◎	◎	
	ふるさと振興課			○	◎		農業委員会事務局		○	◎	◎	
	産業振興課		◎	◎	◎		観光課		⊖	○	◎	
	日本遺産推進室			○	◎		ふるさと振興課			○	◎	
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎	建設部	産業振興課		⊖	⊖	◎	
	建築課	○	◎	◎	◎		道路河川課	○	⊖	◎	◎	
	都市計画課		◎	◎	◎		建築課	○	⊖	◎	◎	
	上下水道課		◎	◎	◎		都市計画課		⊖	◎	◎	
教育部	教育総務課		○	◎	◎	教育部	上下水道課		⊖	◎	◎	
	第一学校給食センター			○	◎		教育総務課		○	◎	◎	
	第二学校給食センター			○	◎		第一学校給食センター		⊖	○	◎	
	生涯学習課		○	◎	◎		第二学校給食センター		⊖	○	◎	
	公民館・図書館・創造館			○	◎		生涯学習課		○	◎	◎	
	歴史文化財センター		△	◎	◎		公民館・図書館・創造館		⊖	○	◎	
	スポーツ振興課		◎	◎	◎		歴史文化財センター		⊖	◎	◎	
	文化課			○	◎		スポーツ振興課		◎	◎	◎	
議会事務局	議会事務局		⓪	◎	◎	議会事務局	議会事務局		⊖(議事係)	◎	◎	
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	
	更埴消防署			◎	◎		更埴消防署			◎	◎	
	戸倉上山田消防署			◎	◎		戸倉上山田消防署			◎	◎	

新	旧	修正理由・備考
第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動 第6節 避難活動等 第2 活動内容 1 避難指示又は緊急安全確保 (5) 警戒区域の設定 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u> 時に、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。実施方法等は、風水害対策編第2章第12節「避難収容活動」による。	第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動 第6節 避難活動等 第2 活動内容 1 避難指示又は緊急安全確保 (5) 警戒区域の設定 警戒宣言発令時に、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。実施方法等は、風水害対策編第2章第12節「避難収容活動」による。	防災委員会のご指摘による修正

新	旧	修正理由・備考
第 8 節 医療救護及び保健衛生活動計画 環境課、健康推進課、消防本部	第 8 節 医療救護及び保健衛生活動計画 環境課、健康推進課、 感染症対策室 、消防本部	市の現況に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第9節 児童生徒等の保護活動計画 第2 実施計画 1 学校長が実施する措置 学校においては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、以下の事前対策を実施する。 (略) <u>(7) 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）</u> <u>(8) 上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。</u>	第9節 児童生徒等の保護活動計画 第2 実施計画 1 学校長が実施する措置 学校においては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、原則として休校とするとともに、以下の事前対策を実施する。 (略) <u>(新規追加)</u>	県の地域防災計画に合わせて修正 (防災委員のご指摘による修正)

新	旧	修正理由・備考
第１２節 交通対策 第１ 基本方針 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送道路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制などを実施する。また、鉄道等の公共交通の運行停止に伴う滞留旅客に対応するための措置を講じる。 （削除） 第２ 実施計画 １ 市が実施する措置 （１）関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。 （２）<u>市民及び観光客に</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表前の段階から発表後の交通規制等の情報を、あらかじめ情報提供するとともに、<u>後発地震に備えた、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を呼び掛ける。</u> <u>（３）地震に備えた行動を求めつつ、冷静な対応を呼び掛ける。</u>	第１２節 交通対策 第１ 基本方針 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送道路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制などを実施する。また、鉄道等の公共交通の運行停止に伴う滞留旅客に対応するための措置を講じる。 なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表前の段階から発表後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。 第２ 実施計画 １ 市が実施する措置 （１）関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。 （２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表前の段階から発表後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。	内容の重複による削除 県の地域防災計画に合わせて修正 （防災委員のご指摘による修正）

新	旧	修正理由・備考																		
原子力災害対策編 第3節 屋内退避、避難等の防護活動 本部室、健康推進課、環境課、秘書広報課、総合政策課、消防本部 第1 屋内退避及び避難誘導 (略) 原子力災害対策指針 (最新改定日 <u>令和5年11月1日</u>) で示されている屋内退避及び避難等に関する指標 <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値*1</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準</td><td>20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	原子力災害対策編 第3節 屋内退避、避難等の防護活動 本部室、健康推進課、感染症対策室、環境課、秘書広報課、総合政策課、消防本部 第1 屋内退避及び避難誘導 (略) 原子力災害対策指針 (最新改定日 令和4年7月6日) で示されている屋内退避及び避難等に関する指標 <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値*1</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td></tr><tr><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準</td><td>20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正
基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		
基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		

新	旧	修正理由・備考														
第4節 飲料水・飲食物の摂取制限等 第3 飲食物摂取制限に関する指標 <table><tr><th>対 象</th><th>放射性ヨウ素</th></tr><tr><td>飲料水</td><td rowspan="2">3 0 0ベクレル/キログラム以上</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上</td></tr></table> （最新改定日 原子力災害対策指針（<u>令和5年11月1日</u>）より）	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	3 0 0ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上	第4節 飲料水・飲食物の摂取制限等 第3 飲食物摂取制限に関する指標 <table><tr><th>対 象</th><th>放射性ヨウ素</th></tr><tr><td>飲料水</td><td rowspan="2">3 0 0ベクレル/キログラム以上</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上</td></tr></table> （最新改定日 原子力災害対策指針（令和年4年7月6日）より）	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	3 0 0ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上	県の地域防災計画に合わせて修正
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	3 0 0ベクレル/キログラム以上															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上															
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	3 0 0ベクレル/キログラム以上															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2， 0 0 0ベクレル/キログラム以上															

新	旧	修正理由・備考
その他災害対策編 第2章 道路災害対策 第2節 災害応急対策計画 第3 活動の内容 3 応急活動の実施 自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。 (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供するものとする。	その他災害対策編 第2章 道路災害対策 第2節 災害応急対策計画 第3 活動の内容 3 応急活動の実施 自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。 (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供するものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第7章 雪害対策 第1節 災害予防計画 第3 計画の内容 10 雪害に関する知識の普及・啓発 雪害は、降雪、積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能であることから、市民に対し、 <u>克雪に関する技術</u> 、雪害に関する知識の普及・啓発を図る。	第7章 雪害対策 第1節 災害予防計画 第3 計画の内容 10 雪害に関する知識の普及・啓発 雪害は、降雪、積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能であることから、市民に対し、雪害に関する知識の普及・啓発を図る。	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																
第2節 災害直前活動計画 第3 計画の内容 大雪に関する特別警報 <table><tr><td></td><td>概要</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予 想されたときに発表される。</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td></tr></table> 特別警報の指標 <table><tr><td>雪を要因とする特別警報の指標</td><td>府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深：65cm</td></tr></table>		概要	発表基準	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予 想されたときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深：65cm	第2節 災害直前活動計画 第3 計画の内容 大雪に関する特別警報 <table><tr><td></td><td>概要</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td></tr></table> 特別警報の指標 <table><tr><td>雪を要因とする特別警報の指標</td><td>府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深：66cm</td></tr></table>		概要	発表基準	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深： 6 6cm	防災委員会のご指摘による修正
	概要	発表基準																
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予 想されたときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深：65cm																	
	概要	発表基準																
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深： 6 6cm																	